

2026 年度授業の実施方法について

1. 基本方針

- 対面授業を基本とする。
- 対面授業の実施にあたっては、通学を前提とした授業運営を行う。
- 教室定員は通常定員で運用する。
- 教育効果の観点等から、一部授業科目を遠隔授業の方法で実施する場合がある。

2. 遠隔授業に関する注意事項

○対面授業と遠隔授業の区別

授業の実施方法として、教室で行う対面授業とオンライン等による遠隔授業があり、その組み合わせにより対面授業科目と遠隔授業科目を区別します。

全授業回数のうち、

遠隔授業の方法により実施する回数が 半数未満	→	対面授業科目
遠隔授業の方法により実施する回数が 半数以上	→	遠隔授業科目

※2023 年度までに行われたオンライン授業は、コロナ禍の特例により、遠隔授業の方法により実施された授業回数を問わず、すべて対面授業科目として扱われます。

○対面授業科目における遠隔授業の実施

対面授業科目において、教育効果の観点等から全授業回数の半数未満の範囲で遠隔授業の方法を用いることがあります。

○遠隔授業科目とする科目

科目分類が全学共通・学科基礎・課程科目・研究指導に該当する科目のうち、一部の授業については、学習効果の観点等から遠隔授業科目とする場合があります。授業方法についてはシラバスに記載しますので、シラバスをご確認ください。

○卒業単位への算入制限

大学設置基準により、卒業必要単位に含めることのできる遠隔授業科目の単位数の上限は 60 単位と決まっています。履修計画を立てる際には、60 単位上限の対象となる遠隔授業科目に注意するようにしてください。

注意！

遠隔授業科目の単位は、卒業必要単位 124 単位のうち 60 単位までしか算入できません。